

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：2027年末まで延長した中国における外国籍個人の個人所得税優遇政策

中国財政部と国家税務総局は2023年8月に公告を公布し、個人所得税に関する優遇政策を2027年12月31日まで延長することとしました。このうち、外国籍個人に関連する主な内容は次の通りです。

- 外国籍個人に対する住宅手当、子女教育費などの手当に対する免税
- 年1回賞与の個人所得税政策

このほか、広東・香港・マカオグレーターベイエリア（粵港澳大湾区）の外国籍個人向けの個人所得税優遇新政策についても公布されています。

コロナ対策期間中に外国籍従業員は本国への帰国などにより大きく減少していましたが、これらの政策により高度なグローバル人材を誘致し、製造業の高度化などにより中国の経済成長を目指しているものと思われる。

1. 外国籍個人に対する住宅手当、子女教育費などの手当に対する免税

外国籍従業員のうち、中国居住者に対して一定の条件を満たす手当が現物支給方式または実費精算により供与された場合には、いわゆる「外国国籍者の免税手当」として、合理的な範囲内で非課税扱いが認められていました。この免税措置の適用は2021年の公告により、2023年12月31日までで終了することになっていました。この免税措置が廃止されると外国籍従業員を抱える企業の税負担が大幅に増加する¹ことから、在中国日系企業などで構成する中国日本商会も免税措置の無期限延長を求めていたものです。

中国財政部と国家税務総局は2023年8月に「外国籍個人の補助・手当の個人所得税政策の延長実施に関する公告」（財政部・税務総局公告2023年第29号）を公布し、同措置が2027年12月31日まで継続実施されることとなりました。このため、これまでと同様、外国籍従業員のうち、中国国内において1納税年度に累計183日以上居住する居住者は「外国国籍者の免税手当」と専門付加控除項目のいずれか一方を適用することができます。

継続された外国国籍者の免税手当項目²

- 住宅手当
- 食事手当
- 引越費用
- クリーニング手当
- 国内外出張手当
- 帰省旅費
- 語学研修費
- 子女教育手当

2. 年1回賞与の個人所得税政策

賞与についての課税は、いわゆる「年間1回性賞与の優遇処理」により、年1回に限り月次の給与と分離し、単独で個人所得税を計算する処理が認められてきました。年間1回性賞与以外の名目の賞与は当該月の給与の一部として課税されますが、1納税年度に1回だけである場合、賞与の特別計算として、月次の給与とは分離して税額を確定する税制優遇措置が認められてきました。この措置についても「居住者の年1回賞与の個人所得税政策の延長実施に関する公告」（財政部・税務総局公告2023年第30号）で2027年12月31日まで延長されることとなりました。

¹ 個人所得税額の計算例は「[中国会計・税務実務ニュースレター 2021年5月号](#)」を参照ください

² 個人所得税に関する政策問題の通知（財税字〔1994〕20号）

3. 粵港澳大湾区の外国籍個人向けの個人所得税優遇

広東・香港・マカオグレーターベイエリア（粵港澳大湾区）では2019年、2020年に外国籍の高度人材や不足人材の個人所得税を優遇していました。補助金額は個人所得税額が課税所得額の15%を超える部分であり、これにより個人所得税負担が課税所得額の15%に抑えられることとなります。2021年以降、この申請に関する市当局の実施細則が公表されておらず2021年以降の申請はできない状態でした。これについて広東省が2023年6月に「大湾区の個人所得税優遇措置の貫徹実施に関する通知」（粵財税〔2023〕21号）を公布したことを受け、対象の各市から実施細則、ガイドライン（指南）が公開されています。具体的な申請資格などは各市により異なっており、また以前の申請資格とは異なっているものもあります。

お見逃しなく！

本件に限らず中国においては社会状況の変化に応じ、法律や規則の変更などが頻繁に行われています。特に粵港澳大湾区の外国籍個人向けの個人所得税優遇については各市により細則やガイドラインの内容、申請締め切りなどが異なっていることから、対象となる市当局の情報発信に留意が必要です。